

保険・年金

国民年金のお知らせ

■家族の年金保険料も
税の控除の対象です

国民年金の保険料は、全額が税の控除の対象です。控除を受けるには、1年間に支払った保険料額を証明

する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。家族の保険料を納付した分も対象になりますので、確定申告の際は家族分の証明書も添付してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

■老齢年金の受給者に

源泉徴収票を送付しました
老齢や退職を支給事由とする年金

は、雑所得として所得税の課税対象となります。確定申告を行う受給者は、1年間の年金支払総額などを記載している「源泉徴収票（日本年金機構、各共済組合から送付）」を確定申告時に提出してください。紛失した場合などは再発行します。

☎ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

■年金生活者支援給付金の請求

日本年金機構が昨年9月1日以降に送付した「年金生活者支援給付金の支給該当者に係る簡易な請求書（はがき型）」などの未請求者に対して、3回目の勧奨としてお知らせを送付します。手続きがお済みでない人は、至急手続きをお願いします。

☎給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092

高額医療・高額介護合算制度

医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険）と介護保険の自己負担額の合計が高額になった場合、申請すると限度額を超えた分が支給されます。

医療保険と介護保険の自己負担限度額

所得区分 (金額は課税所得)	後期高齢者 医療制度	国民健康保険・被用者保険			
		70～74歳 のみの世帯	70歳未満がいる世帯		
現役並み 所得者	690万円以上	212万円	212万円	所得901万円超	212万円
	380万円以上	141万円	141万円	所得600万超～901万円以下	141万円
	145万円以上	67万円	67万円	所得210万超～600万円以下	67万円
一般（145万円未満）	56万円	56万円	所得210万円以下	60万円	
低所得者 (市民税非課税)	II	31万円	31万円	低所得者 (市民税非課税)	34万円
	I	19万円	19万円		

※低所得Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得IIの自己負担限度額31万円が適用されます。

☎介護保険受給者がいて、令和4年8月～令和5年7月に掛かった医療費と介護サービス費の両方に自己負担があり、その合計額が表の限度額を超える世帯

☎昨年7月31日時点に加入していた医療保険の担当窓口へ。後期高齢者医療制度の加入者は大阪府後期高齢者医療広域連合へ

■国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は

支給対象と判断できる人には、3月上旬までにお知らせと支給申請書を送付します。同封の返信用封筒にてご返送ください。

※高額療養費（外来年間合算）支給申請書が届いた人は、先にその申請を行う必要がありますのでご注意ください。

※期間中に市外から転入した人は、申請により負担額に応じて支給される場合があります。

■被用者保険の加入者（会社員や公務員、船員など）は

申請には介護保険課が発行する「自己負担額証明書」が必要です。証明書の発行については介護保険課にお問い合わせください。

☎介護保険…介護保険課給付担当 ☎ 423-9475、国民健康保険…健康保険課給付担当 ☎ 423-9457、後期高齢者医療制度…大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 06-4790-2031、健康保険課後期高齢者医療担当 ☎ 423-9468、被用者保険…加入している健康保険組合や共済組合など

企業版ふるさと納税にご協力ください

☎企画課分権担当 ☎ 447-6028

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

寄附を行うと、税の軽減効果が寄附額の最大約9割となり、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。そのほか、イメージアップや認知度の向上などにもつながります。また、寄附額に応じて、本市独自のお礼をご用意しております。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

☎企業（事業者）



※岸和田市内に本社が所在する場合は、税額控除の対象となりません。



感謝状贈呈式の様子(1月12日)

昨年10月に、医療法人良秀会様から1,000万円のご寄附をいただき、学力向上支援事業に活用させていただきました。ご寄附ありがとうございます。

広告

広告

広告